

Title	擲考
Sub Title	
Author	保坂, 三郎(Hosaka, Saburo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1938
Jtitle	史学 Vol.17, No.1 (1938. 8) ,p.67- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19380800-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

檨 考

保 坂 三 郎

一

近來支那に於ける考古學上の發見は、從來支那的な表現法として一笑に附されてゐた文獻を如實に眼前につきつけられた感がある。その爲支那歷代の學者が努力して次々に書き加へて來た古典の註が零に等しくなつたり、或は又現在の我々の知識では到底信じられないやうな記載でも其當時にしてみれば極くありふれた事實を在りの儘に述べてゐるに過ぎない事が明らかにされたものもある。されば如何なる文獻と雖も土中より提供される新しい資料と共に新しい眼で見なほさなければ

檨 考 (保坂)

ならない必要が起つて來た。

然し言葉に生命があるやうに、その符號たる文字にも消長があつて現在我々が無意識に使つてゐる文字と同一の文字であつても古典に於てはその文字の意味する内容が現在とは相當にかけはなれてゐることが多いから餘程注意しないと、その解釋に甚しい誤解をなすことがある。

二

嘗つて高橋健自博士と喜田貞吉博士とが、「棺・檨」を中心に論戰の花を咲かされたことがあつたが、私は今その檨といふ文字について二三考察を

(完)

すゝめてみたい。

一般に現在では高橋健自博士が

棺を埋葬するに當り、土をして直接に之に觸
れしめざる設置なり^(註二)

と定義されたものが常識となつてゐるやうだが、
實際にこの文字と多少なり私が見たり聞いたりし
た古墳の槨とは何んな關係にあるのか一寸わかり
かねる。私が疑問を抱いた根據はこゝにある。

この文字を文獻に徵するに、單にこの文字を含
む文獻は必ずしも少くはないが、其中で私が後述
するやうな槨がある爲、兩者の孰れであるかゝそ
の文から明確に知り得るものは餘りない。

史料として割合に確實な標準的なものである呂
氏春秋の節葬篇には

國彌大、家彌富、葬彌厚、含珠鱗施、夫玩好
貨寶、鐘鼎壺盥、輦馬衣被戈劍、不可勝其數、
諸養生之具、無不從者、題湊之室、棺槨數襲、

積石積炭、以環其外(中略)世俗之行喪、載
之以大輶、羽旄旌旗如雲、僂僂以督之、珠玉
以備之、黼黻文章以飾之、引紼者左右萬人以
行之、以軍制立之然後可、

と當時の厚葬の狀を述べてゐるが、この槨に對し
ては高橋博士の定義があてはまることは疑ひな
い。そしてこの種のものを我々は常識的に槨とし
て今迄取扱つて來たのであるから別に不思議はな
い。尙二三列舉するならば、史記秦始皇本紀に始
皇帝の壽陵の狀態を記して

穿三泉、下銅而致槨、宮觀百官、奇器珍怪、
徙藏滿之

とある如き、又漢書劉向傳に

以北山石爲椁、用紵絮斲、陳漆其間、豈可動
哉、張繹之進曰、使其中有可欲、雖錮南山猶
有隙、使其中無可欲、雖無石椁又何感焉。

とある如き、又後漢書明帝紀に

帝初作壽陵、制令流水而已、石椁廣一丈二尺
長二丈五尺、無起墳

とある如きである。其他正史類だけでもこの種の
椁に關する文獻は枚舉に遑ない。

禮記檀弓篇に

國子高曰、葬也者藏也、藏也者欲人之弗得見
也、是故衣足以飾身、棺周於衣、槨周於棺、
土周於槨、反壤樹之哉、

とある數語は槨の性質を簡單に明示してゐる。

三

處が同じ禮記の同じ篇に

顏柳曰、天子龍輅而槨、諸侯輅而設幬、爲
榆枕、故設撥、三臣者廢輅而設撥、

とある。又

天子之殯也、菴塗龍輅以槨、加斧于槨上、畢
塗屋、天子禮也

槨 考(保坂)

とある。此等はどうみても我々が普通に使用して
ゐる槨といふ字の内容からは説明出來ない。さう
するとこの槨は一體何を意味してゐるのであらう
か。

この二つの文獻をみてこの槨が殯中に使用され
る輅なるものと深い關係にあることだけは知り得
る。輅は前述呂氏春秋の記事からも、又説文等の
字書類をみても輅車であることは明白であるが、
すると一體この槨とはどんなものであつたらう
か。

周禮・儀禮・禮記等をみると直接間接上述の文
獻に關聯をもつ記事が相當に載つてゐる。そして
鄭玄の注をみるとそれ等の性質を或る程度まで示
してゐるものがある。二三を舉げてみるならば

君殯用輅、櫨至于上、畢塗屋、大夫殯以幬、
櫨置于西序、塗不暨于棺、士殯見衽、塗上帷之

〔禮記喪大記〕

天子之殯、居棺以龍輅、欂櫨題湊象椁、上四注如屋、以覆之、盡塗之、諸侯輅不畫龍、欂不題湊象椁、其他亦如之、〔右鄭注〕

既正柩賓出、遂匠納車于階間〔儀禮既夕禮〕

車載柩車、周禮謂之蜃車、雜記謂之團、或作輅或作搏、聲讀皆相附耳、未聞孰正、其車之輅、狀如牀、中央有輶、前後出、設前後輅、輅上有四周、下則前後有軸、以輅爲輪、許叔重說、有輻曰輪無輻曰輅 〔右鄭注〕

遷于祖用軸〔儀禮・既夕禮〕

軸輅軸也、軸狀如轉轆、刻兩頭爲輅、輅狀如長牀、穿程前後、著金而闕軸焉、大夫諸侯以上有四周、謂之輅、天子畫之以龍〔右鄭注〕

等である。以上の諸文獻から天子諸侯の輅車は或る特種の施設のある車の上に四周の有るものらしく考へられ、若し飾を除いた要素を考へるならば丁度蓋のない箱の底をぬいた様なものを車の上に

設置したものと考へてよくはあるまいか。即この四周が棺を保護する上に重要な要素であるし、運搬の便宜上それが車の上に設置せられたのであらう。^(註二)

論語先進篇に

顔淵死、顔路請子之車、以爲之槨、子曰、才不才、亦各言其子也、鯉也死有棺無槨、吾不徒行以爲之槨、以吾從大夫之後不可徒行也

とある。これは顔路がその子顔淵の爲に孔子の車を請ふて槨を作らうとしたことを述べてゐるのである。この槨を以上のやうな槨の存在を認めなければ解し難いものとならう。然もここに現はれた槨の文字は文獻上の初見であることに注意せねばならない。

左傳成公二年八月の條に

宋文公卒、始厚葬、用蜃炭、益車馬、始用殉、重器備、槨有四阿、棺翰檜、

と宋文公の厚葬の狀を述べてゐる。この槨も輶車である可く、要するに槨の部の奢侈振りを問題にしてゐるのであらう。之に反して左傳哀公二年秋八月の條に、

若其有罪、絞縊以戮、桐棺三寸、不設屬辟、素車樸馬、無入于兆、下卿之罰也

とあるのをみれば、厚葬の風の甚しい世に輶車にみすばらしい車を用ひることが如何に自尊心を傷けるものであるか想像に餘ある。

もし以上の考究にして誤なしとすれば、此等二つのものが等しく槨と呼ばれる理由がなければならぬ。

此處に於て以上述べて來た兩者の性質を考へてみるに、棺の四圍を周らすといふ點に共通性を見出すのである。即輶車にあつては車の上に設置された四周が最も重要な部分であり、又墳墓に於ては無使土親膚しむる四壁が重要な部分なのであ

る。即この四周が槨の本來の姿なのであり、上述兩者が等しく槨なる語のもとに呼ばれる所以なのである。さればある場合には本來の意義に於てこの四周のみが槨なる語で呼ばれ、又或る場合には輶車を呼ぶのにその主要部たる槨なる語を以て代表せしめたのも當然なのである。

四

現今では槨或は槨といふ文字が普通用ひられてゐるやうであるが、この字形からはどうしても上述のやうな内容を持つた文字とは關係ないやうにさへみえる。説文には

𣎵 葬有木𣎵也木𣎵聲古博切

とある。木偏はその材料を示してゐるのであらうから、𣎵がこの文字の主要部分である。𣎵といふ文字は今殆んど使はれないが、説文には卷五下に𣎵の部首がある。そして、

會 度也民所度居也从回象城亭之重兩亭相對也或但从口音韋凡亭之屬皆从亭古博切

とあつて、發音も同じである。要するに回或は口の部分が城の四周を象つたものであることが考へられる。

金文に此の字を徵すと

會 會 會 會 會

であり、甲骨文では

會 會 會 會

とある。會 介は毫・高・京・宮・亭等の字の上に付して象屋形のものであつて要するに此の字の主要部は口であることが考へられやう。即他から四周を以て區劃された部分を示してゐるのである。此處に到つて始めて槲本來の意義と、この文字の示す形とが一致し得たといへやう。

尙此處に付け加へたいのは説文に墉の古文として上述の會と同一文字を擧げてゐることである。

墉は同書に城垣也とある。されば文字の發生的意義に於てこの文字も亦一致し得る性質のあることがわかる。

以上の他に會に从ふ字を探すと城の籀文會城垣の籀文會・堵の籀文會等がある。此等は何れも似た内容を持つ文字であることに注意せねばならない。(註三)

以上私が指摘した様な意味を持つ槲といふ字の用法は殆んど上述の典籍以外には見當らない。左傳や禮記等が現在の形に編纂されたのは漢代であらうが、其れ迄に幾多の變遷を経ながらも一部には先秦以來の姿を文字に迄留めてゐることに氣がつく。(註四)

五

扨然らば次の時代にこの槲はどういふ名の下に

呼ばれてゐるか一應考察してみるに、漢書霍光傳に

載光尸柩以輜輶車

とあり、孔光傳に

公卿百官會弔送葬、載以乘輿輜輶及副各一乘

とある。又魏正光二年有銘の王僧男(註五)の墓誌に

賜東園祕器及輜輶車

とある。この輜輶車なるものが輶車に相當するものであらうことは一讀すれば明らかであらう。

然しここに想起されるのは秦始皇本紀に

始皇崩於沙丘平臺(中略)乃祕之不發喪、棺載

輜輶車中、故幸宦者參乘、所至上食、百官奏

事如故、宦者輒從輜輶車中、可其奏事

と述べてゐることである。少くとも輜輶車なるものが殯葬専用のものであるならば、乃祕之不發喪とする目的にはそひかねるから、前後漢書や墓誌銘の如き用法は例へ同じ文字が使はれてゐても、

發生的意義から云へば次の階梯にあると考へねばならない。説文に

輜 臥車也从車𠂔聲烏魂切

輶 臥車也从車京聲呂張切

とあるのがその元來の意味を示したものといはねばならぬ。師古は

輜輶本安車也、以臥息、後因載喪、飾以柳絮、

故遂爲喪車耳、

と註してゐるが卓見といへやう。即此等は元來臥車たりし輜輶車が葬儀用に使用され、次第に専用せらるゝに到つた爲言葉迄もそれに限られて用ゐられるやうになつたことを示すものではあるまいか。

此處に於ては輶車に相當するものは使はれてゐるが、儀禮的意義に於て前代の風習を繼承してゐるに過ぎないことが察せられる。そして擲なる字は墓中のものに專稱されるに到つたのを知る。

此處に興味あることは、潜夫論浮侈篇に

鯉死有棺而無槨

と論語の記事を引用してゐるのであるが、この文の前後を熟讀すると、論語の意味した槨でなく、其の時代この字が專用されてゐた墓中のものであらうことが肯かれる。又後漢書明帝紀十二年の條に帝が厚葬を戒められた詔勅の中に

仲尼葬子、有棺無槨、喪貴致哀、禮存寧儉、
今百姓送終之制、競爲奢靡、生者無檐石之儲、
而財力盡於墳土、

とあるのも原意によるものといふよりも浮侈篇等の用法と同じものと解釋すべきではなからうか。そして寧ろこの字句は事實の敘述といふより薄葬の表象となつてゐるのである。

この場合原著者の意味した槨の内容を以てこの詔勅を解釋すれば、この詔勅の主旨には副はないのである。即ちこの詔勅の筆者は原著者の意味し

た内容を誤解してはゐるが、この詔勅を我々が解釋する時には、原著者の意味した内容でこの詔勅を解釋すれば、それは誤解となるのである。

太陽が地球の周圍を回ると考へてゐた時代の太陽といふ字を解釋するには、いくら太陽の周圍が地球が回るといふ眞理が發見されても、前者をその時代の眞理として解釋しなければならないのである。現在の我々には槨といふ字を避けて使はないことは出來ても古典を書きなほすことは出來ない。いくら誤つた用法をしてゐても、それを文獻と認めないわけにはいかないのである。

六

以上縷述した所は槨字の歴史の一部を示したのであつて、私は決して高橋博士の御説に反對するものでもなく、賛成しきるものでもない。又私は槨といふ字を廢して新しい名稱を撰定しなければ

ならないといふ理由も發見し得ない。少し位名稱が難解——その讀み方も難しく、またその意味も遽かに理解し難い嫌があらうと、或は又意味の變遷があらうと、其位のことは其れを取扱ふ學問に關係するものは是非とも知つておかねばならぬ事なのである。新しい命名を撰定することは其個人の勝手であるし、その人の説が何等かの理由で非常に其當時の人に受け入れられたならば、其の後人はその命名に従ふかも知れない。しかし其れ以前の古文獻をも同時に全部書きかへないならば何處かに古い名稱も残るであらう。又其の人に、其當時、古人の命名の根據が不統一で、妥當でない様に考へられても、命名當時の人にはさう稱へる重要な理由があつたのかも知れないのである。偶然にも現代に生き残り得た少し許りの史料を如何に巧に考證した處で其處までは仲々わかるものではあるまい。又文字を作つてから之にあてはま

るやうな物を作つた人もあるまい。又如何に某が合理的に新造して妥當なものと考へても、完全の期し難いのが世の常で思はぬ發見が何時なされるか期し難いのである。

世の中には棺とも槨とも名狀し難いやうなものも存在するであらう。^(註六)然るに某が槨字を使つて其れを表はしたとすれば、その人はこの名狀し難いものではあるが、むしろ槨といふ字の方が、適當だと思つたことを其の文字から察す可きであらう。文字は融通性のない處に決して起り得ない。少しの融通性をも認められないとしたならば、全く同じものは世の中に存し得ないから、世の中に存在するものゝ、したものゝ、するであらう處の總に對して命名が必要となり、更にそれが刻々に變りつゝある状態に對しても、命名さる可きであり、従つて之に對する文字も亦作られねばならない。殊に日本に於て漢字を借りて表現する以上この

融通性は更に大きくなつてしまふのである。これが爲古人の用ひた語をそのまゝ、學術用語とするのは適當であるとか、ないとかいふのはその個人の歴史觀なり趣味の相異によるもので、絶對的なものといふことは出来ない。それを人に強ひるのは押賣りであり、決して學術上の議論ではないと私は信ずる。

春の朝しづ心なく散る花にものゝあはれを感じた人のゐるのも事實であるし、槨の變遷に夢幻泡影の理をさつても差支へないのである。

私は槨といふ文字を中心に以上のやうな考究をしたのである。

(註一) 考古學雜誌第六卷第一號高橋健自博士「石棺石槨及び壙を論ず」第一頁

(註二) 禮記喪大記に「君葬用輅四紼二碑御棺用羽葆大夫葬用輅二紼二碑御棺用茅士葬用國車二紼無碑比出宮御棺用功布」とあるのはこゝに考へ合はざる可きであらう。

(註三) 此等の他にもあるし、考證の必要をも感ずるが多岐にわたる恐れがあるから略することとする。

(註四) これは棺の施設に關する記述についても云へる。即禮

記の示す棺の施設は、漢書後漢書等に示されるやうな棺の施設でなくむしろ墨子呂氏春秋等の記述と一致する。このことは禮記の史料の價值を考へる上に重要な點である。次にその二三を例舉する。

禮記檀弓篇 天子之棺四重水兕革棺被之其厚三寸桮棺一梓棺二四者皆周

同喪大記篇 君大棺八寸屬六寸梓四寸上大夫大棺八寸屬六寸下大夫大棺六寸屬四寸士棺六寸

墨子節喪篇 今王公大人之爲葬埋則異於此必太棺中棺革闔三椁

呂氏春秋節喪篇 題湊之室棺槨數襲積石積炭以環其外

春秋左氏傳哀公二年 若其有罪絞溢以戮桐棺三寸不設屬辟素車縶馬無入于兆下卿之罰也

漢書佞幸傳董賢條 賢自殺伏辜死後父恭等不悔過乃復以沙畫棺四時之色左蒼龍右白虎上著金銀日月玉衣珠璧以棺至尊無以加

後漢書禮儀志下 東園匠考工令奏東園秘器表裏洞赤虞文畫日月鳥龜龍虎連璧偃月牙檜梓宮如故事

同 諸侯王公主貴人皆梓棺洞朱雲氣畫

同 孝崇區皇后紀 斂以東園畫梓壽器 耿秉傳 賜以朱棺玉衣 梁竦傳 賜東園畫棺玉匣衣衾 梁商傳 賜以東園朱壽之器

尙西京雜記卷六哀王家條に 復入一戶石扉有關鑰叩開見棺柩黑光照人刀斫不入燒鋸截之乃漆雜兕革爲棺厚數寸累積十餘重

力不能開乃止とある。史料としての價值の乏しき西京雜記に此の記事のあることは注目に價する。

(註五) 六朝墓誌精華所載

(註六) 漢書楊孫傳 死則爲布囊盛尸

後漢書趙岐傳 墓中聚沙爲牀とある如きを思ひ起す。